

# 埼玉県立皆光園障害者歯科診療所の指定管理者公募について

県では、「埼玉県立皆光園障害者歯科診療所」の管理運営を行う指定管理者を次のとおり募集します。

## ➤ 施設の名称、所在地及び指定期間

- 1 施設の名称 埼玉県立皆光園障害者歯科診療所
- 2 所在地 深谷市人見1996番地2
- 3 指定期間 令和8年4月 1日から令和13年3月31日

## ➤ 施設の概要

医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所であり、身体障害者及び知的障害者の福祉の増進を図ることを目的とする施設。

- 1 診療開始 平成4年6月
- 2 利用状況 5,150人（令和6年度）
- 3 建物 鉄筋コンクリート造1階建 床面積 539.75㎡

## ➤ 申請者の資格

県内に事務所を置く（置こうとする）法人その他の団体。ただし、医療法第7条第7項の趣旨に照らし、営利を目的とする者を除きます。また、その他の団体が申請者となれるのは、他の法人を代表者とするグループを構成して申請する場合に限ります。

## ➤ 指定管理候補者の選定

### 1 選定方法

提出された申請書により一次審査（書類審査）、二次審査（プレゼンテーション）を行います。

## 2 主な審査のポイント

- ・ 応募資格に適合しているか。
- ・ 県が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか。
- ・ 県民（障害者）の平等利用確保への配慮がなされているか。
- ・ 職員の配置及び勤務体制は適切か。
- ・ 利用者本位の柔軟なサービスが提供されるか。
- ・ 効果的かつ効率的な管理を実施できるか。
- ・ 法人等の経営基盤が安定しているか。
- ・ 個人に関する情報の適正な取扱いは確保されているか。
- ・ 指定管理業務に係る県の指定管理料（提案額）は適切な額か。
- ・ 危機管理に対する方針及び具体的な方策は適切か。
- ・ 県内中小企業者、環境、障害者雇用等に配慮した運営方法となっているか。
- ・ 本店又は主たる事務所の所在地は県内か。

### ➤ 雇用確保への配慮について

現在、皆光園障害者歯科診療所で雇用している職員については、本人の意向を踏まえ、継続した雇用に配慮していただくものとします。

### ➤ 募集要項等の配布

- 1 期 間 令和7年7月 3日（木）～令和7年8月29日（金）
- 2 配布方法 県ホームページからダウンロードしてください。  
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0602/shitei-kanri/index.html>  
※E-mailによる送付も可能です。

### ➤ 質問事項の受付

- 1 期 間 令和7年7月 8日（火）～令和7年8月 5日（火）
- 2 質問方法 所定の様式により E-mail にて送付してください。

### ➤ 現地説明会

- 1 日 時 令和7年7月29日（火）10：30  
8月 1日（金）15：00
- 2 場 所 障害者支援施設皆光園事務室
- 3 参加者 1法人2名以内とします。（あらかじめ申込みが必要です。）

## ➤ 申請書類の受付

- 1 期 間 令和7年8月18日(月)～令和7年8月29日(金)  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- 2 提出方法 原則電子メール。ただし、一部書類については持参又は郵送とします。  
(詳細は募集要項をご覧ください。)
- 3 時 間 持参の場合は、午前9時から午後5時まで
- 4 受付場所 埼玉県福祉部社会福祉課(埼玉県庁本庁舎4階)  
施設指導・福祉人材担当 川上・千木良

## ➤ 指定までのスケジュール

日 程	内 容
7月 3日(木)～	募集開始
7月 8日(火)～8月 5日(火)	質問事項の受付期間
7月29日(火)、8月 1日(金)	現地説明会(2回)
8月18日(月)～8月29日(金)	申請書の受付期間
9月上旬	一次審査(書類審査)
9月中旬	一次審査結果通知
10月上旬	二次審査(プレゼンテーション)
10月中旬	二次審査結果通知(指定管理者候補者の選定)
12月下旬	指定管理者の議決(県議会12月定例会)
1月上旬	指定管理者の指定(告示)
3月下旬	協定の締結

## ➤ 問い合わせ先

埼玉県福祉部社会福祉課 施設指導・福祉人材担当 川上・千木良  
住 所 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1  
電 話 048-830-3225  
E-mail a3270-12@pref.saitama.lg.jp